

教員養成系大学・学部の設置審査 —文部省・大学設置委員会の構想を中心に—

山崎 奈々絵
(人間発達科学専攻)

はじめに

戦後日本の教育改革全般の方向性を示した教育刷新委員会は、戦前の師範教育は視野が狭い、社会性に欠けるといったいわゆる「師範タイプ」を生み出してきたと強く批判し、広い視野や社会性を身につけた教員を養成するためには大学において一般教養を重視しなければならないとした¹。ところが、こうした理念は、戦後の「大学における教員養成」が発効した当初から、教員養成の現場である各大学においても教員養成に関する先行研究においても、閑却され続けてきた。

1949年5月31日、国立学校設置法により、師範学校・青年師範学校は教員養成系大学・学部へ再編された。これらの大学・学部の設置をめぐる文部省や大学設置委員会の構想に関する代表的な先行研究として、1) 海後宗臣編『戦後日本の教育改革 8 教員養成』(東京大学出版会、1971年)、2) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 6』(教育研究振興会、1974年)の第8編第4章、3) 山田昇『戦後日本教員養成史研究』(風間書房、1993年)が挙げられる。

こうした一連の研究は、大学設置委員会が48年10月21日付で作成した「教員養成を主とする学芸大学の教員について(案)」²により、教員養成系大学・学部の教官審査では、とくに「総合的教授をなし得る」能力や「教授上工夫創意があること」「教育的影響力があること」などを重視することで、一般の教官審査の標準であった「学位を有すること、或は学位を有するくらいの学力を有すること、それから教授上の経験があってそうして学術上の業績の発表があること」だけでは適格判定を得ることが困難な教官に対しても適格判定を出そうとしたこと³、それでもなお、教員養成系大学・学部の教授・助教授に申請してきた者の合格率が49年1月9日の段階で57.1%であり⁴、結果、教官組織についても、さらには施設・設備においても、条件付で認可せざるをえないといった厳しい状況であったこと⁵を明らかにしてきた。

このように、従来の研究では、教員養成系大学・学部が、

一般の大学・学部比して、発足当初、新制大学としての水準を満たすことが極めて困難であった点が強調されてきた。しかし、同様の問題は、他の大学・学部も抱えており、「殆ど全部に近い大学が条件付き合格で、無条件に審査にパスしたのは国立大学中わずか2校のみである」⁶という状況であった。たとえば岡山大学の場合、「法文学部に法学科部門の講座を増加すること」「各部門、特に理学部の研究用器具機械の充実をはかること」といったように、教育学部ではなく、法文学部や理学部に条件が付けられた⁷。新制大学全体に共通するこうした難点や設置に関わる文部省・大学設置委員会の構想については、羽田貴史『戦後大学改革』(玉川大学出版部、1999年)や海後宗臣・寺崎昌男『戦後日本の教育改革 9 大学教育』(東京大学出版会、1969年)、前掲『日本近代教育百年史 6』(教育研究振興会、1974年)の第8編第3章に詳しい。

一方、従来の研究では、教員養成系大学・学部の設置めぐり、文部省・大学設置委員会の構想や審査方針が、一般教養重視の教員養成という理念の実現を保障しうるものだったのか否かについてはいっこうに明らかになっていない。

教員養成系大学・学部は、一府県一大学の原則から外された地域においては学芸大学(7校)、前身校に旧制高校を持たない場合は学芸学部(19校)、旧制高校を持つ場合は教育学部(18校)⁸として発足した。このうち、学芸大学及び学芸学部は一般教養・教科専門・教職専門に関するすべての科目を担う一方、教育学部については、48年12月16日付文部省通達⁹により、教職専門科目のほか、音楽・美術・体育・家政・職業に関する科目を担当し、残りの人文・社会・自然に関する一般教養科目・教科専門科目は文理学部(大学によっては、人文・法文・理学部)が担当することが原則とされた。そのため、従来、「一般教養科目および教科に関する専門科目を文理学部等に依存していたことが教育学部における教員養成の一つの特色でもあった。教科に関する専門科目を他学部学生とともに履修していくことが、閉鎖的な教員養成のための専門教育に陥らな

いための一つの条件であった¹⁰と言われてきた。ところが、大学設置委員会が、48年12月の通達通りに文理・教育学部が教員養成を分担している大学として挙げたのは、51年1月28日時点でさえ、埼玉大学及び岡山大学の2校にとどまった¹¹。通達に示された原則であっても、大学設置委員会が厳格に審査することは難しく、各大学の実態において、一般教養を通じた教員養成、一教育学部の場合は文理学部による教養教育を重視した教員養成一が実現しているのか否かについての詳細を確認することは困難だったと考えられる。

以上をふまえ、本稿は、教員養成系大学・学部の設置めぐり、文部省・大学設置委員会の構想や設置審査に対する方針が、一般教養重視の教員養成という理念の実現を保障しうるものだったのかについて、主として「戦後教育資料」（国立教育政策研究所所蔵）及び各大学沿革史から、検証していきたい。

1. 大学設置委員会による新制国立大学設置審査

(1) 審査会及び審査の日程

1948年1月15日「大学設置委員会官制」により大学設置委員会が発足した¹²。大学設置委員会は49年度に発足を予定している大学に対し、設置認可申請書の提出期限を一応48年7月31日までと伝えた¹³。8月24日、大学設置委員会は、設置申請をした国立69、公立24、私立123、そのほか文部省管轄外の水産・商船校3の計219の大学について、明春までに審査をすませ、翌49年2月末日までに認可すると発表した¹⁴。ただし、実際には、予定より若干遅く、3月14～16日に開かれた第8回総会¹⁵を経て、国立69校を含む新制大学173校が正式に認可された¹⁶。

大学の設置審査をするに当たり、大学設置委員会は、48年2月7日、第2回総会にてその手続きや方法を定めた「新制大学審査内規」¹⁷を決議し、審査会を設けることにした。審査会は、「委員長より常任委員会に諮つて指名」された「審査委員」のほか、「必要あるとき」に加えられる「臨時委員」から構成され、委員は「六つの審査会に所属指名され審査に当る」こと、それぞれの審査会に主査を置くこと、「審査会は先づ書類上において全般的の審査をし、実地視察の委員を定めて視察審査する」ことが決められた。審査会の数は当初6つであったが、後に12¹⁸、さらにその後8つに再編され¹⁹、8つの審査会において新制国立大学69校の審査が進められた。各審査会が担当する大学は、「審査上の便宜を図り且つ委員の実地視察の労の軽減を計る建前から地区別を旨とし東京及びその附近の学校は各審査会に適当に按配する」²⁰という方針に基づいて、8～10校ずつ振り分けられている。すなわち、各審査会が審査を担当する

大学は、地区別に割り当てられたに過ぎなかった。したがって、教員養成を担う大学も、教員養成について専門的に審査するような組織において審査されたわけではなく、【表1】のように、8つの審査会に割り当てられ、審査が進められた。なお、教官個人の審査については、第4特別委員会内に設けられた専門分科会が担当し、学問領域別に行われた（後述）。

48年8月31日、各審査会の主査が決定し、3日間の予定で書類審査が始まった²¹が、その後も必要に応じて追加書類の提出を各大学に求め、書類審査が続けられた。追加で提出を求めた書類には、8月15日を期日とした大学予算編成および旧制から新制へ切り替えるのに必要な経費に関する「概算書」²²、学外からのスタッフ補充予定者の同意書及び学内の教官選考手続きに関する書類²³、翌49年1月14日を期日とした教官の個人審査に関する書類²⁴、翌15日を期日とした講座編成に関する書類²⁵などがあった。

書類審査が一段落した段階で視察審査が行われた。「申請大学審査日程表（九、十月）」²⁶によれば、48年9月20～30日に視察審査が予定されていたが、「なるべく公私立の学校を先に審査するようにしたい」²⁷という方針もあってか、新制国立大学の視察審査は11月頃から始まっており、たとえば第5審査会が担当した愛知学芸大学は、11月16～18日に視察審査を受けた²⁸。「申請大学審査日程表」²⁹及び「大学設置委員会 日程表 昭和二十四年一月二月 三月」³⁰によれば、12月20～30日及び翌49年1月3～10日にも視察審査が予定されており、第3審査会が担当した岡山大学は48年12月28～30日³¹、第5審査会が担当した静岡大学は12月20～25日³²、第7審査会が担当した東京学芸大学は49年1月6～10日³³に視察審査を受けている。

なお、大学設置委員会の当初の予定では、49年1月11日に「審査報告書作成終了」を迎える予定であった³⁴。一方、既述のように、1月14日や翌15日を期日として提出を求めた書類もあったため、「専門分科会は一月一七日より開始の予定」³⁵というように、1月11日を過ぎても審査が続けられ、1月18～21日に第4特別委員会専門分科会、25～27日に審査会、2月22～23日及び25～26日に再び専門分科会を開き、3月5日に「審査報告書作成終了」を迎えるという日程に変更された³⁶。

こうした49年1月半ば～2月に行われた審査について、たとえば静岡大学は、49年1月14日に講座編成の書類を提出したが、承認されなかったため、2月1日に改めて「静岡大学設置申請書中改訂事項の報告」を提出した³⁷。また、大阪学芸大学は、2月9日の教官会議において、大学設置委員会に全教官の審査のやり直しを求める決議をした³⁸。

これらの大学を含む教官の審査結果は1949年1月付「大学設置委員会第四特別委員会（第四回専門分科会）審査報告書（二）」³⁹や2月付「大学設置委員会第四特別委員会（第五回）報告書（三）」⁴⁰にまとめられている。

こうした経緯を経て、3月16日、新制国立大学69校が正式に認可されることになった。

(2) 教官審査を担当する専門分科会

教官審査を担当する第4特別委員会は、学問領域別に審査を進めるため、専門分科会を組織した。各専門分科会が担当する領域は、1948年9月12日の段階で【表2】のように予定されていた。ただし、「教育学」の教官審査を担当するはずの第14専門分科会は、9月14日に会合が開催される予定だった⁴¹にもかかわらず、実際に審査をした記録がなく、51年8月付「大学設置審議会要覧」⁴²においても、専門分科会は第1～13までしか発足していない。このように、少なくとも51年8月まで第14専門分科会が発足しなかったため、この時期、教育学関係科目を担当する教官を審査したのは主に第3専門分科会であった⁴³。こうした審査方法から、当時、大学設置委員会は「教育学」を一つの専門分科会を組織できるほどの学問領域とはみなしておらず、文科系の一分野にすぎないととらえていたといえる。

また、理科系の教官審査を担当した第4専門分科会に限って、いったん不適格となった教官を教科教育法の教官として同じ第4専門分科会にて再審査することを決議している⁴⁴が、原則として、教員養成カリキュラムを編成する一般教養科目・教科専門科目・教職専門科目の3つを、区別せず、一括して、すべての教官がその分野の専門科目を担当できる力量があるのかを審査したことが、一連の審査記録⁴⁵からうかがえる。

一般教養重視の教員養成という理念を実現するためには、とくに一般教養を担う教官組織が充実しているか、それぞれの教官が一般教養科目を担当する水準を満たしているかを審査するのが不可欠だったはずだが、その点厳密に審査する方法を大学設置委員会ではもたえていなかったことが以上の審査方針からうかがえる。

(3) 教員養成を主とする学芸大学小委員会

ところで、大学設置委員会は、1948年7月15日、大学設置認可の基本方針関係について審議するために、第1特別委員会会合を開いた。このとき、木下一雄委員（東京学芸大学初代学長）より、「学芸大学小委員会経過報告」がされた⁴⁶。

この「学芸大学小委員会」の正式名称は「教員養成を主とする学芸大学小委員会」であり、7月15日以前に計5

回の会合を開いている⁴⁷。ただし、委員会の具体的な活動やメンバー、設置されていた期間といった詳細は明らかでなく、7月15日を最後に学芸大学小委員会の記録が残っていない。

一方、『日本近代教育百年史6』は、この時期、「学芸学部、教育学部の基準検討、及び審査に携わった」として第5特別委員会（メンバーは、務台理作、木下一雄、大泉孝、小池敬事、日高第四郎、鈴木桃太郎の6名）の存在を明らかにしている⁴⁸。

しかし、まだ学芸大学小委員会が活動していたらしい48年6月30日に「教員養成を主とする学芸大学基準（案）」⁴⁹が作成されていることから、大学設置委員会発足後、初期の段階で教員養成系大学・学部に関する基準などを検討していたのは、この学芸大学小委員会であろう。その後、第5特別委員会へ再編されたと考えられる。ちなみに、50年10月付「大学設置審議会要覧」⁵⁰によれば、「第五特別委員会（学芸学部、教育学部等の基準関係）」の委員は、木下一雄、小林敬事、鈴木桃太郎、務台理作、大泉孝、稲田清助、糸魚川祐三郎、七沢甚喜、原田実の9名であった。

なお、学芸大学小委員会や第5特別委員会が検討した上記の「教員養成を主とする学芸大学基準（案）」は、最終的に48年9月17日付「教員養成を主とする学芸大学基準」としてまとめられた⁵¹が、この基準は、「一般教養科目については他の大学と同様である」として、教員養成において他の学部より一般教養を重視するという方針は示していない。また、「他の学部の授業科目をもって専門科目に代えることができる」とした一方で、教育学部の学生が他学部で具体的にどういった科目を履修するのかは明記しなかった。

2. 新制国立大学設置をめぐる文部省方針

(1) 11原則の再検討

従来の研究が明らかにしているように、新制国立大学設置をめぐり、1948年6～7月頃にかけて文部省はCIEと折衝しつつ、いわゆる11原則をまとめている。

11原則を示す資料については、48年6月22日に文部省が発表した「新制国立大学実施要綱（抄）」⁵²及び7月6日にCIEが文部省に示した「日本の国立大学編成の（再考せられたる）原則」⁵³があるが、これら二つについて、本稿ではとくに以下の4点に注目しておくたい。

第一に、新制国立大学の組織について、「新制国立大学実施要綱（抄）」では「（二）新制国立大学の組織施設等は差当り現在の学校の組織施設を基本として編成し逐年これが充実をはかる。」と、とりあえず前身校の組織を引き継

【表 1】各審査会の担当大学（教員養成に関わる大学に限定）

審査会	担当大学名
第 1 審査会	<small>〔横浜国立〕</small> 横浜大学、 <small>〔埼玉〕</small> 千葉大学、浦和大学、鳥取大学、島根大学、大阪学芸大学
第 2 審査会	福岡学芸大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学
第 3 審査会	岩手大学、 <small>〔茨城〕</small> 水戸大学、神戸大学、岡山大学、山口大学
第 4 審査会	和歌山大学、滋賀大学、福井大学、金沢大学、富山大学
第 5 審査会	福島大学、山形大学、秋田大学、弘前大学、静岡大学、三重大学、岐阜大学、 <small>〔愛知〕</small> 名古屋学芸大学
第 6 審査会	北海道学芸大学、 <small>〔宇都宮〕</small> 栃木大学
第 7 審査会	香川大学、愛媛大学、高知大学、徳島大学、東京学芸大学、山梨大学、長野大学、新潟大学、群馬大学
第 8 審査会	京都学芸大学、奈良学芸大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学

出典)「戦後教育資料」V-10 所収資料(表題なし、「審査会」及び「担当学校」などが入っている表)より作成。

備考)教員養成系大学・学部限定しないで見れば、各審査会が担当する学校数は 8～10 校、全部で 69 校となっている。

【表 2】専門分科会が担当する学問領域

専門分科会	担当する学問領域
第 1 専門分科会	法政
第 2 専門分科会	経商
第 3 専門分科会	文
第 4 専門分科会	理
第 5 専門分科会	工
第 6 専門分科会	農
第 7 専門分科会	医
第 8 専門分科会	歯
第 9 専門分科会	薬
第 10 専門分科会	家政
第 11 専門分科会	音楽
第 12 専門分科会	美術
第 13 専門分科会	体育
第 14 専門分科会	教育

出典) 1948 年 9 月 12 日付「大学設置委員会専門委員会氏名」(「戦後教育資料」VI-203 所収、表紙には「大学設置委員会審議会委員名簿・審査分担当表」とある)及び 1949 年 3 月付「大学設置委員会要覧」(「戦後教育資料」V-201)より作成。
備考)学問領域の名称は資料のままとした。"

いで発足するという方針が示されている。

第二に、教員養成の修業年限について、同じく「新制国立大学実施要綱(抄)」では、「(へ)新制国立大学は別科の外に当分教員養成に関して二年又は三年の修了を以て義務教育の教員が養成される課程をおくことができる。」と、3 年課程も認めるとされた。これを受けて、北海道学芸大学、新潟大学の 2 校は 3 年課程を申請している⁵⁴が、認可されたのは他の大学・学部と同様、4 年課程及び 2 年課程のみであった。

第三に、教員養成カリキュラムを分担する学部(部)をめぐって、従来の研究も注目してきたように、「新制国立大学実施要綱(抄)」では、「(ハ)各都道府県には、必ず教養及び教職に関する学部若しくは部をおく。* * 学部は部に比して規模組織内容の充実せるものをいう。」というように、一般教養を担う学部(部)と教職を担う学部(部)を明確に分けて設置するような方針でなかったのだが、後にまとめられた「日本の国立大学編成の(再考せられたる)原則」により、「二 少くとも都道府県の一つの大学に於ては文理科(リベラルアーツ)と教育科(エデュケーション)の学部が別個に組織されるべきこと。」と、はっきり二分された。

ただし、旧制高校を文理学部、師範・青師を教育学部とするという方針はこれら二つには示されていなかった。また、前身校として旧制高校を持つ場合は教養と教育に関す

る組織を「学部」とし、持たない場合は「部」とする、といった方針も示されていなかった。

したがって、初期の申請では、前身校に旧制高校を持つにも関わらず、文理学部と教育学部の二種類ではなく、文部省の指導に従い、両者をつつにまとめて学芸学部を構想した大学が複数あった。たとえば静岡大学は、48 年 5 月 13 日、静岡高等学校・静岡第一師範学校・同第二師範学校・同青年師範学校の 4 校を一括して学芸学部(一部)に再編し、学芸学部の中で教養を担う部と教職を担う部、すなわち「一部(一般文理科課程)」と「二部(教員養成課程)」に分けるよう、文部省から指導されている。『静岡大学 10 年史』は、「一部は、高等学校を、また二部は師範学校を、構成基盤にするという考えが、当局の意図の底にも実在していたことは疑いない」としている⁵⁵が、同じ頃、岡山大学のように旧制高校、師範・青師の教官を完全に一本化して新学制へ移行させようとした事例もある(後述)ため、この時期、文部省が、『静岡大学 10 年史』が伝えるような方針をすべての大学に対して明確に示したのか定かでない。

なお、第四に、青師については、「日本の国立大学編成の(再考せられたる)原則」に、「七、従来の青年師範学校は完全に廃止されねばならない。併しある場合には現存のその校舎及び施設は新制の大学に於て利用することは好ましいかもしれない。」と基本的に廃止の方向が示されたが、新制大学の施設設備が十分整わない中で、実際には、

新制大学の一部として再編されていった。

(2) 教官定員

既述のように、1948年6月22日発表の「新制国立大学実施要綱（抄）」では、新制国立大学の組織は前身校の組織を基本にするとあった。一方、この頃の文部省の計画では、新制国立大学の教官定員を前身校の2割程度増やす予定であったことが、大阪学芸大学⁵⁶など複数の大学の事例からうかがえる。しかし、この計画は後に変更され、増員の見込みがなくなっただけでなく、削減された大学もあったらしい。

静岡大学の場合、48年6月19日に設置認可申請書をまとめたが、文部省に受理されなかったため、教官定員を前身校の2割増として申請書をまとめ直している。その背景に文部省の指導があったことは以下から明らかである。

大学の教官定員を五校の現在定員の2割増以内に止めよという文部省の指示にもとづいて、申請書の訂正にとりかかった。〔中略〕定員増の予定が2割以内に制限されたので、とくに学芸学部の第二部（教員養成課程）は当初の計画を大中に修正しなければならなくなった。またその第一部（文理科課程）には工学部への進学予定者40名のひきうけに難色を示すことになり、その不足を解消するために本省の指導に従い工学部教官予定人員より一講座分、教授1、助教授1、助手1を第一部へ移管することに決定した（7月1日）。⁵⁷

しかし、設置が認可された直後の49年3月31日には、以下のように2割増の見込みがなくなっている。

3月31日、文部省で国立新制大学設置責任者の協議会が催された。〔中略〕その結果明らかになったことは、経済九原則の影響で新制大学関係の予算が大中にけずられ、旧高専校の額を合せた程度をさして多く出る望みは少なくなったこと、教官についても現定員の二割増という計画は全く見込がなくなったこと、したがって現定員の範囲で考えることになるが静岡大学は幾分の減員があるかも知れぬこと、〔中略〕等々であった。⁵⁸

さらに、49年5月4日付文部省通達によって静岡大学の定員が明らかになったが、その際、「静岡大学は基盤校の教官定員のうち16名を、他大学への融通のために減ぜられた」⁵⁹というように、大学の定員が前身校の定員を下回る結果となった。

また、岡山大学の場合、以下のように、48年春に前身校の2割5分増と計算して定員を設定している。その背景に文部省の指導があったのだろう。ただし、後に文部省の方針が変わり、前身校から増員しない計画を立て直さなければならなくなった。

昭和23年春、岡山大学の設置がほぼ確定すると、各学部の母体校・設立期成会を中心に具体的な講座（学科目）の編成と人事が検討されはじめた。当時は、3年制の旧制学校が4年制の大学となるため、定員を2割5分増と計算して、講座の編成が行なわれていたが、その後文部省は定員増を行なわないの方針を打ち出した。このため、増加定員をあてこんでいた理学部の編成に支障をきたし、関係学校・設立期成会の協議の結果、六高・師範・青師の定員を一本と考え、法文・理・教育の3学部に割りふり、一般教養を法文・理学部で担当することに決定した。このため、教育学部へのしわ寄せが大きくなったことは否定できないであろう。また、各学部とも将来計画されていた講座をそのままに定員を削減して編成されたため、教官の負担が増えたことも否定できないであろう。⁶⁰

ちなみに、岡山大学は、師範の教官の多くを法文学部へ、青師の教官はすべて理学部へ移して発足している⁶¹。

なお、文部省は、各大学が設置申請書を作成する過程で、新制国立大学に再編される複数の前身校の教官定員の合計を新制国立大学全体の教官定員とする、という指導はしたが、総定員を各学部にどのように再配置するかといった詳細は指導しなかったらしい。したがって、各学部・学科の定員に関する審査は、48年2月7日決議「新制大学審査内規」⁶²の「6. 講座、学科課程と教官定員」にある「イ. 一般教養講座、専門講座開設は学部学科別に標準を定めることは困難であるが大学の基準に照して適当かどうかを見る。」というおおまかな方針のもと進められた。各学部への配置の仕方は大学によってさまざまであり、上記の岡山大学のように、旧制高校・師範・青師の定員を一本化してとらえ、法文・理・教育の3学部に配分し直した大学もあれば、静岡大学のように、旧制高校の定員と師範・青師の定員を別個にとらえ、それぞれ文理学部と教育学部に移（そう）した⁶³大学もある。

(3) 文理・教育学部の分担の明確化

静岡大学のように、県内に旧制高校があるにもかかわらず、文部省の指導によって、1948年7月末、旧制高校と師範・青師を一括して学芸学部に再編する設置申請書を提出した大学は、8月18日頃、文部省通達により、それぞれ文理学部と教育学部に分けて設置を申請し直すことになった。静岡大学では、こうした計画変更について次のように伝えられている。

電文〔1948年8月18日付文部省通達〕だけでは本省の明確な意図がわからなかったので、翌日〔8月19日〕申請書に関する担当者〔中略〕の一人が上京した。その結果知りえたのは、旧制高校と師範との統合による

大学芸学部の構想に対しては某有力筋に異論が生じ、当局側が当初の原案を変更することを余儀なくされた、ということである。某有力筋とは実は総司令部で、〔中略〕文理教育の両学部の分離を主張したものであるらしい。ともあれ当時文部省の指示通りに高校と師範を合せた形の大学芸学部を申請していた所が、静岡のほか青森、山形、茨城、新潟、島根、愛媛、高知の諸県であって、この度の電報はその8県一せいに発せられたのだ、ということまでわかった。ところで文理学部の構成であるが、文部省の意図（恐らくCIEの示唆にもとづく）では新制大学の文理科系（人文科学、社会科学、自然科学）の講座は全部を文理学部に入れ、教育学、心理学、体育等の若干の講座、および教科教育に関する講座のみを教育学部に入れる、というものであった。つまりいわゆる大文理学部案である。⁶⁴

48年8月の段階で文部省が強く指導したのは、いわゆる大学芸学部案を文理学部と教育学部に分けることのみで、上記のような両学部の講座編成については、12月16日付文部省通達⁶⁵によって改めて指導した。ただし、8月及び12月の通達は、文理・教育の二つの学部の教官定員をそれぞれどのように設定するのか、前身校である旧制高校の定員と師範・青師の定員を両学部がどのように引き継ぐのか、といった細かい指導はしなかった。

12月の通達によって、申請書類上、一般教養や教科専門に関する講座と教官定員を教育学部から文理学部へ移さざるをえなくなった大学は多い。ただし、大学発足当初、文理・教育の二つの学部を離れた敷地に置かざるをえない、あるいは教育学部だけを見ても分校を複数の地域に置かざるをえないといった地理的な制約が主な要因となって、学内の実態では、一般教養や教科専門に関する講座及び教官を、文理学部ではなく教育学部所属とみなした大学が少なくなかった⁶⁶。

3. 新制国立大学発足後の再審査

新制国立大学のほとんどが条件付きで設置認可されたこともあって、1950年末～51年初頭にかけて、大学設置委員会は複数の大学に対し、再審査を行った。

再審査を受けた大学の一つ、岡山大学は、50年10月23日付で大学設置委員会が作成した文書を受け取り、「大体十一月七日頃実地に当たつて諸設備其の他を拝見することになりました」⁶⁷と伝えられた。

この頃、岡山大学を含め、少なくとも25の大学が大学設置委員会の視察審査を受けた。その一つ、山口大学は、51年1月28日に視察審査を受けた結果、一般教養及び教科専門科目を教育学部から文理学部へ移し、同時に師範学

部の教官を文理学部に移すべきだと指摘された⁶⁸。

一方、文理学部及び教育学部の分担が48年12月16日付通達通り明確である、と高く評価されたのは、埼玉大学及び岡山大学であった⁶⁹。ただし、岡山大学の場合、一般教養及び教科専門に関する講座及び担当教官を法文・理学部に配置してはいるが、学生に対し、「所属学部時間割の中から履修する科目を選ぶこと。但しそれではどうしても志望する科目が履修できない場合に限り教務課において他学部の時間割による履修ができるようにはからうことがあるから願ひ出ること」、たとえば「化学」を履修する場合、教職志望者は教職を志望しない理学部の学生とは内容が異なる場合もあるため、必ず学部指定の授業に出ること、といった履修指導を行っていた⁷⁰。

教育刷新委員会は、教職志望者が、教職を志望していない学生と共に、一般教養や教科に関する科目を履修すること、それにより、幅広い一般教養や学問に触れることを重視していた。ところが、一般教養及び教科に関する科目を文理学部等で開講はしても、教育学部の学生がこうした科目を履修する場合、文理学部等の学生とは明確に区別されてしまったのが多くの大学の実態だったのではないか。こうした実態に対し、大学設置委員会は厳密な確認を行わなかったからこそ、岡山大学を高く評価することになったのだろう。

その後、大学設置委員会は、51年7月14日付で「設置認可大学の昭和二十六年年度における再審査計画及びその実施要綱」⁷¹をまとめ、「調査又は報告の書類による審査は、昭和二十六年年度開設の大学を除く既設の大学の全部について実施する」「実地視察による審査は、〔中略〕常任委員会が必要と認めた大学について実施する」というように、原則としてすべての大学に対し書類審査を、一部の大学には視察審査も実施する方針を固めた。このさらなる再審査でも、一般教養を通じた教員養成の実態が伴っているのか、すなわち、一般教養・教科専門に関する講座や教官を文理学部等に置くだけでなく、教育学部の学生がそうした科目を、必ずしも教職を志望してはいない文理学部等の学生と共に受ける体制になっているのか、といった詳細まで確認されたとは考えにくい。

おわりに

大学設置委員会は、1949年度に発足を予定している新制国立大学の審査を進めるため、8つの審査会を設けたが、各審査会に対する担当校の割り当ては、大学や学部の種類別によるのではなく地区別によるにすぎなかった。また、第4特別委員会は、教官審査のため、学問領域別に専門分科会を組織したが、「教育学」という領域は「文科系」と

いう大きな枠の中に組み込まれた。さらに、それぞれの教官が一般教養科目と専門科目のどちらを担当するのか区別せず、一括して審査を進めた。加えて、教官組織として一般教養の充実が図られているのかを審査する具体的な評価基準も設けなかった。一般教養重視の教員養成という理念を実現するには、一般教養を担う教官組織が充実しているのか、一般教養科目を担当する教官にはどのような資質が求められるかを明らかにし、その水準を満たしているのか、一般教養科目が教科専門科目や教職専門科目とどのような関係にあるのか、といったことを審査するのが不可欠だったはずだが、その点審査する組織や方法を大学設置委員会ではもてななかったのである。

また、新制国立大学の教官定員について、文部省は、前身校の定員を大学全体の定員に引き継ぐ方針を示すのみで、全体の定員を各学部にとどのように再配分するかはそれぞれの大学に委ねた。各大学は、限られた定員のもと、前身校の教官組織を再編して一般教養重視の教員養成を実現できるような教官組織を新たに作り出すことは極めて困難だったと考えられる。それでも、とくに文理学部（法文・理学部等を含む）と教育学部を置いた大学の場合、文理学部の教養教育を教員養成に積極的に位置づけることができれば、一般教養を重視した教員養成という理念がある程度実現できたであろう。この点に関連して、大学設置委員会は、設置審査の際も発足後の再審査の際も、一般教養及び教科専門に関する講座や教官が、書類上の記載にとどまらず、大学の実態レベルで文理学部に明確に位置づいているのか、踏み込んで確認することはできなかった。そのため、大学によっては、学内設置として、一般教養及び教科専門に関する講座や教官を教育学部所属とみなしていたり、教育学部の学生に対し、一般教養科目・教科専門科目を文理学部の学生とは別に受講するように履修指導をしていた。こうした結果、教職志望者が一般の学生とともに特定の職業を目的としない教養教育を受けることを通じて、「師範タイプ」ではない教員を養成しようとした教育刷新委員会の理念は、戦後初期から顧みられなくなったと考えられる。

(注)

- 1 教育刷新委員会の審議については、拙稿「戦後学芸大学における一般教養と教員養成—履修基準の検討を中心に—」『PROCEEDINGS 03 Grant-In-Aid Research Awards AUGUST 2008 (公募研究成果論文集)』お茶の水女子大学グローバルCOEプログラム「格差センシティブな人間発達科学の創成」発行、2008年8月、1-11頁を参照。
- 2 「戦後教育資料」VI-248、国立教育政策研究所蔵。
- 3 1) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史6』教育研究振興会発行、1974年、554-558頁（山田昇執筆分）、2) 山田昇『戦後日本教員養成史研究』風間書房、1993年、226-227頁。
- 4 海後宗臣編『戦後日本の教育改革8 教員養成』1971年、

- 96-97頁（寺崎昌男執筆分）。
- 5 前掲3の1）、558-560頁（山田執筆分）、前掲4、96-99頁（寺崎執筆分）。
- 6 静岡大学10年史編集委員会編『静岡大学10年史』静岡大学、1962年、31頁。
- 7 岡山大学二十年史編さん委員会編『岡山大学二十年史』岡山大学、1969年、48頁。
- 8 前掲4、90-94頁（寺崎執筆分）。
- 9 1) 文部省学校教育局長発学芸学部・文理学部・教育学部を含む新制大学事務責任者宛通達（表題なし、「戦後教育資料」V-10所収）。2) 前掲4、94-95頁（寺崎執筆分）においても一部内容が紹介されている。
- 10 前掲4、200-204頁（山田執筆分）。
- 11 1951年1月28日付「大学設置委員会第九特別委員会実地視察懇談会記録」（山口大学文理学部庶務係「山口大学設置に関する書類綴」所収）山口大学所蔵。
- 12 第1回総会の開催は、官制公布に先立つ1947年12月16日。なお、48年7月10日「学校教育法及び義務教育費国庫負担法改正」により「大学設置審議会」と改称されたが、改称後もしばらくは「委員会」と呼ばれていた実態に合わせ、本稿の表記は「大学設置委員会」に統一する。
- 13 拙稿「創設期の学芸大学における教員組織の形成過程—設置申請時の教員審査を中心に—」『日本教師教育学会年報』第18号、日本教師教育学会発行、2009年10月、87頁。一部の書類は8月20日頃まで提出を先延ばしすることも認められていた。
- 14 前掲7、46頁。具体的な申請校名は「戦後教育資料」V-10（表紙に「教員養成制度（二）」とある）に所収された、官立・公立・私立及び他省所管別に「申請大学名」「旧校名」をまとめた表（表題なし）から確認できる。
- 15 第8回総会に関する資料は「昭和二十四年三月 第八回総会提出 申請大学審査報告書要領」（「戦後教育資料」VI-319）。
- 16 前掲7、6頁。
- 17 1) 「戦後教育資料」V-10所収。2) 日付の特定は、羽田貴史『戦後大学改革』玉川大学出版部、1999年、66-68頁に基づく。
- 18 1948年4月20日第4回総会決議事項「大学設置委員会運営方法（案）」（「戦後教育資料」VI-194、日付の特定は前掲17の2）、70頁に基づく）。
- 19 「審査会組織の方針（案）」（「戦後教育資料」V-10所収）。
- 20 「昭和二十三年度における申請大学の審査方針（案）」（「戦後教育資料」V-10所収）。
- 21 「各審査会日程」（「戦後教育資料」V-10所収）。
- 22 1) 愛知教育大学史編纂専門委員会編『愛知教育大学史』愛知教育大学、1975年、101頁。2) ただし、若干遅れて提出する大学もあったようで、たとえば静岡大学は8月25日に提出している（前掲6、14頁）。
- 23 1948年8月30日付通達により提出が求められた（前掲22の1）、101頁）。ちなみに、福岡学芸大学は8月末日以前にこうした書類を「福岡学芸大学設置申請書別冊」としてまとめ、提出（前掲13の注38）、静岡大学は9月13日に「新制大学人事選考報告」を提出した（前掲6、16頁）。
- 24 1948年12月25日付文部省学校教育局長発国公立新制大学創設事務責任者申請者宛通達「新制大学申請書類について」（「戦後教育資料」V-10所収）。
- 25 前掲9の1）。

PROCEEDINGS 16

July 2011

- 26 「戦後教育資料」V-10 所収。
27 前掲 20。
28 前掲 22 の 1)、101 頁。
29 1948 年 12 月 14 日～49 年 2 月 12 日までの日程が記載されている（「戦後教育資料」V-10 所収）。
30 「戦後教育資料」V-10 所収。
31 前掲 7、46 頁。
32 前掲 6、21-22 頁。
33 東京学芸大学二十年史編集委員会編『東京学芸大学二十年史一創基九十六年史一』東京学芸大学創立二十周年記念会、1970 年、19 頁。
34 前掲 29（「申請大学審査日程表」）及び 30（「大学設置委員会日程表 昭和二十四年一月 二月 三月」）。
35 前掲 24。
36 前掲 34。
37 前掲 6、23-24 頁。
38 前掲 13、89 頁。
39 「戦後教育資料」VI -307。
40 「戦後教育資料」VI -308。
41 前掲 26（「申請大学審査日程表（九、十月）」）。
42 「戦後教育資料」VI -201。
43 前掲 39（「大学設置委員会第四特別委員会（第四回専門分科会）審査報告書（二）」）及び 40（「大学設置委員会第四特別委員会（第五回）報告書（三）」）。
44 前掲 13、88 頁。
45 前掲 43 など。
46 「大学設置委員会第一特別委員会日程」（「戦後教育資料」V-10 所収）。審議の詳細は不明。
47 「大学設置委員会会議経過表（第四回総会以後）」（「戦後教育資料」V-10 所収）によれば、第 1～5 回会合の日程は、第 1 回 6 月 17 日、第 2 回 6 月 23 日、第 3 回 6 月 30 日、第 4 回 7 月 7 日、第 5 回 7 月 14 日であった。
48 554 頁（山田執筆分）。出典及び第 5 特別委員会が発足した時期について、明らかにされていない。
49 「戦後教育資料」V-10 所収。
50 「戦後教育資料」VI -200。
51 前掲 3 の 2)、213-215 頁。
52 1) 日高第四郎『教育改革への道』洋々社、1954 年、104-105 頁。2) 海後宗臣・寺崎昌男『戦後日本の教育改革 9 大学教育』東京大学出版会、1969 年、102-103 頁にも再録。
53 「戦後教育資料」VI -15。前掲 52 の 2)、100-101 頁に再録。日付の特定は、前掲 17 の 2)、102 頁に基づく。
54 「教員養成大学又は学部未解決の問題」（「戦後教育資料」V-10 所収）に示された点の懸案事項の一つ「三年課程について」。
55 前掲 6、10 頁。
56 前掲 13、88-89 頁。
57 前掲 6、13-14 頁。
58 同上、31 頁。
59 同上、34 頁。
60 前掲 7、54 頁。
61 同上、195 頁。
62 前掲 17 の 1)。
63 1948 年 9 月 30 日付「静岡大学設置申請書」（簿冊標題「自昭和 24 年 4 月至昭和 27 年 3 月 静岡大学 第 1 冊」所収）国立公文書館所蔵。
64 前掲 6、15 頁。
65 前掲 9 の 1)。
66 信州大学教育学部五十年誌編集委員会編『信州大学教育学部五十年誌』信州大学教育学部、1999 年、4-5 頁、前掲 6、38 頁など。
67 表題なし、「新制大学審査について」に所収、岡山大学所蔵。
68 拙稿「創設期の群馬大学学芸学部・山口大学教育学部の教員養成における一般教養の位置づけ」『PROCEEDINGS 12 Grant-In-Aid Research Awards JULY 2010（公募研究成果論文集 2009 年度）』お茶の水女子大学グローバル COE プログラム「格差センシティブな人間発達科学の創成」発行、2010 年 7 月、61 頁。
69 前掲 11。
70 「昭和二十四年度 学生便覧 第一分冊」岡山大学所蔵。
71 「戦後教育資料」VI -297。

Chartering Examination of Liberal Arts College, Faculty of Liberal Arts and Education (their main object is teacher training) in Japan : Focusing on Plans of Ministry of Education and the University of Chartering Committee

Nanae YAMAZAKI
(Human Developmental Sciences)

This study is aim to clarify that plans of ministry of education and the university of chartering committee which concerns chartering examination of liberal arts college, faculty of liberal arts and education (their main object is teacher training). This study verifies, especially, whether that plans of ministry of education and the university of chartering committee were able to secure an idea that liberal arts was valued on teacher training in post-war Japan.

The conclusions are as follows:

First, by the policy of the ministry of education, the regular number of professors in national universities under the new system took over that in reorganized schools under the old system. The ministry of education did not show the way of divide the regular number of professors in the entirety of a university among each faculty. As a result, it was extremely difficult for each university to organize formation of professors that was able to liberal arts was valued on teacher training.

Second, the university of chartering committee did not provide for systems and procedures that was able to examine whether the formation of professors in each universities were substantial for liberal arts was valued or not, and the liberal arts substantially valued in the form of the student's registration.

From these above, it can be concluded that plans of ministry of education and the university of chartering committee were not able to secure an idea that liberal arts was valued on teacher training in post-war Japan.

Keywords: teacher training, liberal arts, ministry of education, university of chartering committee, national university under the new system